仕　　　様　　　書

１　業務名

広島市植物公園内レストラン等運営業務

２　業務の内容

1. 業務の内容等

　　　本業務は、来園者の利便施設として設置する植物公園内のレストラン（森のレストラン）、ログハウス内喫茶（森のカフエ）及びイベント開催時等の臨時売店の運営を委託するものである。

1. 契約期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

1. 履行期間

　　　令和４年７月１日から令和９年３月３１日まで

1. 履行場所

　　 佐伯区倉重三丁目４９５番地　広島市植物公園内

３　開園日等

1. 開園日

　　　１月４日から１２月２８日までの毎週金曜日を除く毎日。ただし、金曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは開園する。なお、休園日に臨時開園（年間５日程度）を行う場合あり。

1. 開園時間

　　　午前９時から午後４時３０分（入園は午後４時）

　　　夜間開園時（年間１３日程度）は、午後８時または９時まで時間延長（入園は午後７時３０分または８時３０分）

４　森のレストランの概要

1. 場　所

　　　別紙図面のとおり

1. 使用面積

　　　延床面積　　２９５ｍ2うち、厨房６０.８１ｍ2　客席２３４.１９ｍ2（８０席）

５　森のカフェの概要

1. 場　所

　　　別紙図面のとおり

1. 使用面積

　　　延床面積　　１９７ｍ2うち、厨房１３.９５ｍ2　客席１８３.０５ｍ2（６２席）

６　イベント開催時等の臨時売店

1. 場　所

　　　園内屋外にテントを設置し出店。詳しい場所については、イベント開催時等に協議のうえ決定する。

1. 使用面積

　　　テント（3.6ｍ×5.4ｍ）二張り程度

７　運営条件

1. 森のレストランの営業条件

　　ア　営業日

広島市植物公園の開園日の毎日。ただし、閑散月にあたる１２月、１月、２月及び６月並びに７月の一部（サマーフェア開催時期まで）は、土、日、祝日のみ営業する。

　　　　ただし、上記条件を上回る営業日の拡大や閑散期の期間の変更を提案した場合は、提案書の期間とする。

　　イ　営業時間

　　　　午前１０時３０分から午後３時３０分まで（ただし、開園時間が延長となった場合は、営業時間も延長する。）

1. 森のカフェの営業条件

　　ア　営業日

　　　　広島市植物公園の開園日の毎日。森のレストランが休業日に当たる日は、レストランのメニューの一部を森のカフェで提供すること。

　　イ　営業時間

　　　　午前１０時から午後４時まで（ただし、開園時間が延長となった場合は、営業時間も延長する。）

1. イベント開催時等の臨時売店の営業条件

営業日・営業時間は、当協会と運営事業者の協議により決定する。

1. その他の条件

　　ア　毎月の売上額に売上納付金料率を乗じた額を当協会へ支払うこと。

　　イ　使用許可物件を第三者に転貸しないこと。

　　ウ　営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。

　　エ　既存の看板等の変更を行うなど、施設の装備の変更等を行う場合、事前に当協会の承認を得ること。

　　オ　物品等の搬入・搬出時間及び経路については、当協会の職員の指示に従うこと。

　　カ　森のレストラン等にかかる苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

　　キ　従業員の接遇研修を定期的に実施し、良好なサービスに努めること。

　　ク　現在、森のレストラン等を営業している運営事業者は、令和４年６月３０日まで営業するため、その業者との業務の引継ぎを行うこと。これに係る費用は運営事業者で負担すること。

　　ケ　イベント開催時等の臨時売店については、イベントの内容を考慮したメニューを含めて提供すること。具体的な運営については、当協会の職員と協議すること。

８　施設設備の整備区分等

1. 施設設備の整備区分

　　　施設整備は基本的に当協会で実施するが、運営事業者の提案により施設の改変を行う等の場合、これを当協会が了承した場合、運営事業者の経費により整備することができる。

1. 施設維持管理費用の負担区分

　　　次に掲げる費用は、運営事業者の負担とする。

　　　・運営事業者持ち込みの設備、備品の修繕

　　　・店舗内の日々の清掃

　　　・光熱水費

９　その他

1. 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、当協会・運営事業者両者協議により業務を進めるものとする。
2. 運営事業者は、従事者に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守すること。